

第48期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社タカラレーベン

上記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.leben.co.jp/ir/procedure.html>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権
発 行 決 議 日	2012年6月22日	2013年4月8日	2014年4月11日
新 株 予 約 権 の 数	325個	301個	323個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 130,000株 (新株予約権1個 につき400株)	普通株式 120,400株 (新株予約権1個 につき400株)	普通株式 129,200株 (新株予約権1個 につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間	2012年7月10日から 2052年7月9日まで	2013年5月15日から 2053年5月14日まで	2014年5月14日から 2054年5月13日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
役 員 の 取 保 有 状 締 役 況 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 195個 目的となる株式数 78,000株 保有者数 4人	新株予約権の数 178個 目的となる株式数 71,200株 保有者数 4人	新株予約権の数 179個 目的となる株式数 71,600株 保有者数 4人

	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権
発 行 決 議 日	2015年6月24日	2016年4月11日	2017年6月27日
新 株 予 約 権 の 数	334個	313個	320個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 133,600株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 125,200株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 128,000株 (新株予約権1個につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間	2015年7月15日から 2055年7月14日まで	2016年5月11日から 2056年5月10日まで	2017年7月12日から 2057年7月11日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 1	(注) 2
役 員 の 取 保 有 状 締 役 況 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 194個 目的となる株式数 77,600株 保有者数 5人 (注) 4	新株予約権の数 193個 目的となる株式数 77,200株 保有者数 5人 (注) 4	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 88,000株 保有者数 6人

		第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
発 行 決 議 日		2018年8月2日	2019年7月1日
新 株 予 約 権 の 数		410個	390個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 164,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間		2018年8月29日から 2058年8月28日まで	2019年7月31日から 2059年7月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 270個 目的となる株式数 108,000株 保有者数 7人	新株予約権の数 270個 目的となる株式数 108,000株 保有者数 7人

(注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあっては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。

ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

③2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

2. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

(ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき

- (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
3. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
 - (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

第8回B種新株予約権	
発行決議日	2019年7月1日
新株予約権の数	390個
新株予約権の目的となる株式の種別と数	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2019年7月31日から 2059年7月30日まで
行使の条件	(注) 1
使用人等への交付状況	当社使用人 新株予約権の数 120個 目的となる株式数 48,000株 交付者数 6人

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保するための体制＞

当会社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において下記のとおりの基本方針を定めております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当会社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行う。

また、総合企画本部長を情報統括管理責任者として定め、当会社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、経営企画部長が情報管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における情報管理者として相互牽制を図り、迅速かつ確実な情報管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、または決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底する。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としている。また、各小委員会での協議内容は「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告もすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としている。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当会社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業容の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行う。

各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「経営会議」、「本部会議」、「営業会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としている。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社は、社長直属の独立室として内部監査室を設け、取締役会より指名を受けた内部監査室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書・実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施する。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当会社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

- (5) 当会社並びに親会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当会社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当会社の取締役会に報告する体制としている。
 - ② 当会社は、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。
 - ③ 当会社は、経営企画部長が必要に応じ、当会社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。
 - ④ 当会社は、内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 当会社は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。
- (8) 当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。
- また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。
- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当会社では、上記体制のもと、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当会社は、取締役会、監査役会、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及び社長直属の独立室である内部監査室において、職務執行体制及び内部監査に係る諸規程に従い、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンスの状況等、当会社及び各関係会社を含むグループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証しました。

(2) 法令遵守体制について

当会社は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を概ね月1回の頻度で開催し、当会社及び各関係会社を含むグループ全体から、グループ各社で発生したリスク案件を報告させ、同委員会にて検証した結果を、取締役会に報告することで、未然防止、早期解決及び再発防止に努めました。

(3) 関係会社の経営管理体制について

各関係会社における重要事項の報告については、「関係会社管理規程」等に基づき、当該関係会社を兼務する取締役及び監査役を通じ、当会社取締役会において報告がなされたほか、定期的に各関係会社の代表取締役が当会社取締役会に出席し、経営状況等の報告がなされました。また、経営に関する議題を審議する経営会議においても、必要に応じて報告が行われました。

(4) 監査役の監査体制について

当会社の監査役は、監査役会を月1回以上開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、「監査役会規程」等に基づき、その監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほか、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しました。

＜剰余金の配当等の決定に関する方針＞

当会社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたくうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき金13円とさせていただきますことを本総会にお諮りする予定です。すでに、実施済みの中間配当金1株当たり金6円とあわせまして、年間配当金は1株当たり金19円となります。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日 期首残高	4,819	4,817	42,299	△4,695	47,241
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,843		△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,361		5,361
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,517	－	3,517
2020年3月31日 期末残高	4,819	4,817	45,817	△4,695	50,759

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2019年4月1日 期首残高	121	－	△21	100	196	197	47,734
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,361
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△218	△0	△5	△224	45	66	△113
連結会計年度中の変動額合計	△218	△0	△5	△224	45	66	3,404
2020年3月31日 期末残高	△97	△0	△27	△124	241	263	51,139

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

17社

ロ. 主要な連結子会社名

株式会社レーベンコミュニティ
株式会社タカラレーベン東北
株式会社タカラレーベン西日本
株式会社日興タカラコーポレーション
株式会社タカラレーベンリアルネット
株式会社レーベンゼストック
株式会社レーベントラスト
タカラアセットマネジメント株式会社
タカラPAG不動産投資顧問株式会社

ハ. 連結の範囲の変更

株式会社日興プロパティは、2019年6月1日付で株式会社レーベントラストに社名を変更しております。

株式会社レーベントラストは、2019年10月1日付で株式会社レーベントラストを存続会社、株式会社タカラプロパティを消滅会社とする吸収合併を行っております。

ソーラー・フィールド9合同会社は、2019年5月20日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

グリーンメガソーラー合同会社は、2019年7月10日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

エコプレクス洋野プロジェクト合同会社は、2020年1月9日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

フレッシュエアエナジー成田合同会社は、2020年1月9日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、同日付でフレッシュエアエナジー成田合同会社はLS千葉成田合同会社に社名を変更しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

イ. 持分法を適用した関連会社の数及び

3社

主要な関連会社の名称

株式会社サンウッド
千代田合同会社につきましては、2019年6月25日付で持分を取得したため、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

ロ. 持分法を適用していない非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

① 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 11社、4月末日 1社、6月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 1社、11月末日 1社、12月末日 1社

② 連結計算書類作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

a. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年以内の均等償却を行っております。

ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,348百万円
受取手形及び売掛金	441百万円
販売用不動産	17,033百万円
仕掛販売用不動産	42,108百万円
建物及び構築物	9,326百万円
機械装置及び運搬具	224百万円
工具、器具及び備品	33百万円
土地	24,093百万円
建設仮勘定	10,097百万円
その他（無形固定資産）	379百万円
計	105,086百万円

上記に対する債務

短期借入金	14,466百万円
1年以内返済予定の長期借入金	21,080百万円
長期借入金	59,340百万円
計	94,888百万円
（うちノンリコースローン）	（9,107百万円）

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,552百万円

(3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了 までの金融機関等に対する連帯保証債務	13,428百万円
Minato Vietnam Co., Ltd	251百万円
計	13,679百万円

(4) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（□. に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	353百万円
勤務費用	63百万円
利息費用	1百万円
数理計算上の差異の発生額	13百万円
退職給付の支払額	△7百万円
退職給付債務の期末残高	424百万円

□. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	189百万円
退職給付費用	66百万円
退職給付の支払額	△22百万円
中小企業退職金共済制度への拠出額	△4百万円
退職給付に係る負債の期末残高	229百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	717百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△64百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	653百万円

二. 退職給付費用

勤務費用	63百万円
利息費用	1百万円
数理計算上の差異の費用処理額	5百万円
簡便法で計算した退職給付費用	62百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	131百万円

③ 確定拠出制度

当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、4百万円であります。

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において販売用不動産1,277百万円を建物及び構築物705百万円、土地572百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物9,622百万円、工具、器具及び備品3百万円、土地9,112百万円、機械装置及び運搬具1百万円、建設仮勘定4,725百万円、リース資産121百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物303百万円、機械装置及び運搬具11,942百万円、土地618百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関57社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び 貸出コミットメントの総額	58,996百万円
借入実行残高	28,929百万円
差引額	30,067百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	121,000千株	－千株	－千株	121,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	12,587千株	－千株	－千株	12,587千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 類	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,192	11	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月28日 取 締 役 会	普通株式	650	6	2019年9月30日	2019年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2020年6月29日開催の第48期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 1,409百万円
- ・1株当たり配当額 13円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式数	78,000株	71,200株	71,600株	77,600株	77,200株	120,000株	156,000株	156,000株
新株予約権 の個数	195個	178個	179個	194個	193個	300個	390個	390個
新株予約権 の残高	10百万円	21百万円	13百万円	36百万円	37百万円	37百万円	39百万円	45百万円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	35,311	35,311	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,952		
貸倒引当金 (※)	△2		
	1,950	1,950	—
(3) 投資有価証券	3,852	3,852	—
資産計	41,115	41,115	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,858	11,858	—
(2) 短期借入金	17,148	17,148	—
(3) リース債務(流動)	9	9	—
(4) 長期借入金(1年以内返済予定の 長期借入金を含む)	91,776	91,779	3
(5) 社債	5,100	5,289	189
(6) リース債務(固定)	1	1	△0
負債計	125,894	126,086	192

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらは、すべて株式であり、その時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(流動)、(6) リース債務(固定)

これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定して
おります。

(4) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えら
れるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定
される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額575百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用のマンション等を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は809百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
45,030	△6,780	38,250	38,319

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（9,766百万円）であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替（23,587百万円）並びに減価償却費（511百万円）であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。
4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

6. 開示対象特別目的会社に対する注記

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、当社グループは不動産（信託受益権を含む）を特別目的会社（合同会社）1社に譲渡し、特別目的会社が当該不動産を裏付けとして借入等によって調達した資金を売却代金として受領しております。

特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結し、当該契約に基づき出資を実施しております。なお、当社グループは議決権のある出資等是有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

(2) 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		項目	金額（百万円）
譲渡した不動産	7,768	売却益	1,109
匿名組合出資金	300	—	—

- (注) 1. 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の譲渡価格によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、売上総利益に計上されております。
2. 匿名組合出資金に係る取引金額は、当連結会計年度における出資額によって記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	467円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	49円45銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、ホテル事業用不動産の収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（2,071百万円）を計上しております。

用 途	種 類	場 所	金 額（百万円）
ホテル	土地・建物	京都府京都市	746
	土地・建物	京都府京都市	230
	土地	京都府京都市	658
	土地	大阪府大阪市	435
合 計			2,071

また、科目別の内訳は、土地1,515百万円、建物556百万円であります。

当社グループは、ホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備 金	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
					特別償却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
2019年4月1日期首残高	4,819	4,817	4,817	92	186	14,681	22,907	37,868
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩					△181		181	－
剰余金の配当							△1,843	△1,843
当期純利益							4,667	4,667
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△181	－	3,005	2,824
2020年3月31日期末残高	4,819	4,817	4,817	92	5	14,681	25,913	40,692

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
2019年4月1日期首残高	△4,695	42,810	136	136	196	43,143
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩		－				－
剰余金の配当		△1,843				△1,843
当期純利益		4,667				4,667
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			△167	△167	45	△122
事業年度中の変動額合計	－	2,824	△167	△167	45	2,701
2020年3月31日期末残高	△4,695	45,634	△31	△31	241	45,844

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 満期保有目的債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ② 子会社株式及び関連会社株式、
その他の関係会社有価証券 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ③ その他の有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～50年
機械及び装置 7～17年 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| ③ 完成工事補償引当金 | 自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。 |

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

売掛金	441百万円
販売用不動産	6,447百万円
仕掛販売用不動産	36,029百万円
建物	7,202百万円
構築物	14百万円
機械及び装置	211百万円
工具、器具及び備品	33百万円
土地	21,028百万円
建設仮勘定	1,420百万円
借地権	369百万円
ソフトウェア	2百万円
計	73,199百万円

上記に対する債務

短期借入金	8,719百万円
1年以内返済予定の長期借入金	18,140百万円
長期借入金	38,284百万円
計	65,143百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,436百万円
--------------------	----------

(3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了 までの金融機関等に対する連帯保証債務	11,775百万円
株式会社レーベンゼストック	3,066百万円
株式会社タカラレーベン東北	564百万円
グリーンメガソーラー合同会社	1,285百万円
Minato Vietnam Co., Ltd	251百万円
計	16,943百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	2,717百万円
② 短期金銭債務	248百万円

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において販売用不動産1,277百万円を建物705百万円、土地572百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物7,789百万円、構築物81百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地8,621百万円、建設仮勘定4,725百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において構築物303百万円、機械及び装置6,077百万円、土地618百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当事業年度において売却しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関45社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び 貸出コミットメントの総額	48,464百万円
借入実行残高	24,368百万円
差引額	24,096百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	36百万円
② 仕入高	796百万円
③ 営業取引以外の取引高	1,291百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	12,587千株	－千株	－千株	12,587千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
賞与引当金損金算入限度超過額	89
貸倒引当金損金算入限度超過額	1
販売用不動産評価損否認	339
会員権評価損否認	32
退職給付引当金損金算入限度超過額	117
減価償却損金算入限度超過額	199
減損損失否認	645
繰延消費税等	94
未払事業税	121
投資有価証券強制評価減否認	3
資産除去債務否認	21
税務繰延資産	198
前受金計上否認	223
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	37
新株予約権	73
工事補償損失否認	66
その他有価証券評価差額金	73
繰延税金資産小計	2,339
評価性引当額	△1,109
繰延税金資産合計	1,229
繰延税金負債	
特別償却準備金認定損	△2
合併受入資産評価差額	△551
その他有価証券評価差額金	△59
繰延税金負債合計	△613
繰延税金資産の純額	616

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社レーベンゼストック	10	不動産買取 再販事業	所有 直接 100	債務保証 資金援助	債務保証 (注) 2	3,066	—	—
						資金の貸付 (注) 3	1,800	関係会社 短期貸付金	1,800
子会社	ソーラー・フィールド9合同会社	0	発電事業	所有 直接 100	資金援助	資金の貸付 (注) 3	2,469	関係会社 短期貸付金	2,469

(注) 1. 上記の取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 債務保証については、年0.3%の保証料を受領しております。

3. 貸付金利は当社の調達金利を勘案して利率を合理的に決定しておりますが、一部の関係会社については、個別の状況を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	420円64銭
(2) 1株当たり当期純利益	43円05銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、当事業年度において、ホテル事業用不動産の収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失(2,071百万円)を計上しております。

用 途	種 類	場 所	金 額 (百万円)
ホテル	土地・建物	京都府京都市	746
	土地・建物	京都府京都市	230
	土地	京都府京都市	658
	土地	大阪府大阪市	435
合 計			2,071

また、科目別の内訳は、土地1,515百万円、建物556百万円であります。

当社グループは、ホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。